

医療法施行規則の改正（令和3年4月1日）

- 地域医療支援病院の管理者が行うべき事項(医療法第16条の2)第7項「その他厚生労働省令で定める事項」に、『地域における医療の確保を図るために特に必要であるものとして都道府県知事が定める事項』を追加【規則第9条の19第1項第2号】
- 都道府県知事は、当該事項を定め、又は変更しようとするときには、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない【規則第9条の19第3項】

都として必要とする事項を定める場合等の手続き

- 必要とする事項を定める場合
 - ・地域医療構想調整会議等において意見を聴取し、医療審議会の意見を聞くことが必要
 - 承認を行う場合の手続き
 - ・承認申請を行った病院に当該責務に関する実施計画の策定を求め、地域医療構想調整会議において意見を聴取
 - ・医療審議会において、当該実施計画を確認した上で承認
- ※ 既に承認を受けている病院については、毎年の業務報告により、当該責務に関する実施状況の提出を求める

都の実情

今般の新型コロナウイルス感染症への対応、並びに、近年多発化している台風等による大規模な自然災害の発生を受け、感染症医療や災害医療については、患者が身近な地域で治療を受けられるよう、地域における医療提供体制の確保が求められる。

都が定める事項（案）

都の実情を踏まえ、以下の2項目を定めてはどうか。

1 感染症医療の提供

平常時からの準備も含め、新興感染症等がまん延し、又はそのおそれがある状況において、感染症医療の提供を行うこと

- (例)
 - ・感染症患者等の受入病院として地域に貢献
 - ・感染症指定医療機関等と連携しながら、自院の特性を活かした医療を提供し地域に貢献 など

2 災害医療の提供

平常時からの準備も含め、災害時に医療を提供すること

- (例)
 - ・災害拠点病院及び災害拠点連携病院に指定されている
 - ・災害拠点病院や災害拠点連携病院等と連携しながら、傷病者を受け入れる等、地域における災害医療提供体制に貢献 など

※ 令和2年度の地域医療構想調整会議において、地域医療支援病院に上記の役割を求めていくことについて意見聴取を実施した。（参考資料1）

主旨

参考資料1

- 地域医療支援病院は、24時間体制で入院治療を必要とする重症救急患者に必要な検査、治療等の実施や、紹介患者に対する医療提供や医療機器等の共同利用の実施等により、地域の医療機関との機能分化・連携を行い、地域医療の確保を支援する役割を担っている。
- 昨年の台風19号による風水害や今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、地域医療が機能停止するリスクがあることがわかった。
- 重要な医療機能として「災害医療」及び「感染症医療」について、地域医療支援病院の役割の中に位置付けることで、地域における医療提供体制の確保を図るものである。

※現在の制度では、地域医療支援病院については「救急医療」を提供する能力は求められている。

<調整会議で出された主な意見>

- 地域に必要な医療機能として、地域医療支援病院に上記の役割を求めていくことについて、賛成との意見が大半を占めた。
- ただし、地域医療支援病院等からは、「動線や体制等の病院事情も異なる中で、一律に機能を求めるべきではない。また、災害医療と感染症医療を両立することは難しく、災害医療又は感染症医療のいずれか一方を選択可能とする」等、柔軟な対応を求める意見が複数あった。
- 一方で、次のような意見も出された。
 - ・新たに役割を求める場合には、それに対応するソフト・ハード両面での体制整備が必須であり、財政的な支援が必要
 - ・役割に応じた、DPCの上乗せや診療報酬の適正化について別途、議論が必要
 - ・役割の集中化は、災害時又は感染症拡大時に地域の医療提供体制に支障が出る恐れがある